

令和3年7月9日
自動車局自動車情報課

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨による 自動車の抹消登録申請時の特例的取扱について

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨の被災地における自動車の抹消登録の運用を緩和いたします。

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により被災者が置かれている状況（車両が所在不明のため登録番号が不明など）に鑑み、被災車両の抹消登録申請時の特例的取扱いを以下のとおり行うこととし、本日、別添のとおり全国の地方運輸局に通達を発出いたしましたので、お知らせします。

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する
原因を証する書面（罹災証明書又は被災証明書）の入手が困難	申請人の申立書をもって「罹災証明書」に代える

※令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用の対象地域は次のとおり

（内閣府防災HP）http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※自動車税の減免については、都道府県自動車税事務所にお問い合わせください

（罹災証明書又は被災証明書の入手が困難な場合でも自動車税の減免申請が可能な場合があります）

○添付資料

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨による自動車の抹消登録申請時の特例的取扱について

【問い合わせ先】

自動車局自動車情報課 山浦・福室・東海林

電話：03-5253-8111（内線：42114、42116）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

中国運輸局自動車技術安全部管理課

佐藤・藤原 電話：082-228-9141

令和 年 月 日

住所 _____

氏名（署名） _____

申 立 書

下記自動車が、令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨において被災し、滅失したことを申し立てます。

記

1. 自動車の表示

自動車登録番号 (ナンバープレート番号)	車台番号

2. 被災場所 _____

※被災地域以外で登録された自動車の場合は、当該自動車が被災したことが分かる説明を以下に記載してください。

--



7月8日 19時00分公表

令和3年7月8日
内閣府（防災担当）

令和3年7月1日からの大雨による災害 にかかる災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県、鳥取県及び島根県は4市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【静岡県】 熱海市 (あたまし)	7月3日	梅雨前線に伴う大雨により、土石流が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用
【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし) 【島根県】 松江市 (まつえし) 出雲市 (いずもし)	7月7日	梅雨前線に伴う大雨による災害により、 <u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</u>	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・被災者の救出
- ・避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、森戸、柚上、戸倉、山地

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）